

(質問第六号)

引揚補導に当る厚生省官吏についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月七日

細川 嘉六

参議院議長 松平恒雄殿

六

引揚補導に當る厚生省官吏についての質問主意書

右に關し昭和二十三年十一月十六日日本議員の提出せる質問主意書に對し十一月三十日内閣參甲第一七四号をもつて答弁があつた。右答弁書により職務は明かになつたが所謂復員度並びに各引揚港における援護局部課長各個人の経歴は示されていない。重ねて右の点につき政府の答弁を要求する。